

## 第62回滋賀県消費生活審議会の概要

- 1 日時 令和2年9月10日(木)14:00～16:00
- 2 場所 滋賀県庁東館7階大会議室
- 3 議題 (1) 会長および副会長の選出について  
 会長に東委員、副会長に若林委員が選出された。
- (2) 滋賀県消費者基本計画の改定について
- ・ 諮問（西村総合企画部次長代読）
  - ・ 滋賀県消費者基本計画(第3次)の総括(最終)について  
 新しい委員にも意見をいただき、審議会の承認をいただいた。
  - ・ 滋賀県消費者基本計画(第4次)の骨子案について  
 下記のとおり意見をいただいた。
- (3) 令和元年度消費生活相談の状況について  
 (配布資料に基づき説明)

### ■ 滋賀県消費者基本計画(第4次)の骨子案に係る主な御意見等と対応

御意見・御質問	回答・対応
(第1章) 県の他の関連計画と整合性を図るとあるが、具体的にどのような計画と整合性を図っていくのか。	滋賀県基本構想、滋賀県環境総合計画、滋賀県廃棄物処理計画、(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画(策定中)、滋賀県食育推進計画などがある。素案に係る計画を具体的に記載する。
SDGsの目標達成への貢献について、ゴールは12番「つくる責任つかう責任」のみを強調するのではなく、消費者の権利の尊重等、他のゴールも記載してはどうか。	いただいた御意見をもとに、主に関連するゴールを記載する。(ゴールは第1章の他に、第4章にも記載する。)
(基本方針の目指す姿) 消費者教育に力を入れていくものと思うが、「みんなでつくる」を、「みんなで学び、つくる」というかたちで、学んでいくということも入れてはどうか。	いただいた御意見をもとに、第4次計画の目指す姿に反映させる。
(重点施策4) 「合理的な消費行動」とはどのようなものをイメージしているのか、導入した背景や思いは。	特に今回の新型コロナウイルスの関係で、さまざまな情報があふれており、消費者が真偽を考えないまま、消費行動を起こし、一部の生活関連物資などの一時的な品薄が見受けられた。行政が適切な情報提供を行い、消費者がその情報を正しいものか自ら考え正しい行動に結びつけていただきたいという思いがある。

<p>合理的というニュアンスが、経済的合理性のようなものに受け取られる可能性がある。表現を補足または検討いただきたい。</p>	<p>「合理的な消費行動を促進する消費生活情報の発信・啓発」を「<u>主体的な消費行動</u>(以下略)」に修正する。</p>
<p>県内の消費生活相談状況について、状況・課題をしっかりと情報発信することが大事だと思う。情報発信についてしっかりやっていくということも力強く記載できないか。</p>	<p>素案(本文)に記載する。</p>
<p>(重点施策4(3)) 「高度情報通信社会への対応」という表現が分かりにくいので、補足説明が必要。</p>	<p>いただいた御意見をもとに、「<u>インターネット等に関連する消費者行動への対応</u>」に修正する。</p>
<p>(重点施策6(1)・(2)) エンカル消費の推進および環境に配慮した消費者行動の推進について、推進に取り組む旨を記載しているが、県民自ら推進に取り組むように見える。行政の計画であるので、どういった仕掛けづくりをやって、県民に意識を持って取り組んでもらうのか、その仕組みをしっかりと明記すべきではないか。</p>	<p>素案(本文)に記載する。</p>
<p>(重点施策の6(4)) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくりについて、啓発を行うと記載しているが、もっと力強く推進していくために、例えば、フォーラムを行うとか、協議会をつくるとか、県の横断的な取組も、何かしっかりとした仕掛けを明記いただきたい。</p>	<p>素案(本文)に記載する。</p>
<p>(重点施策7) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援について、支援を行うと記載しているが、具体的な支援策は。</p>	<p>消費生活相談員のスキルアップのための研修開催や困難事例に対する助言等を行う。</p>
<p>(重点施策8) 消費者安全確保地域協議会等について、市町からすると、県からの支援をいただきたいと思うが、具体的な支援策を教えてください。</p>	<p>消費者庁や既に協議会を設置している自治体の職員を講師に招いて、具体的な協議会設置の進め方の研修を開催する等の支援を行う。</p>
<p>(第5章) 消費者の意見の反映、消費者政策の透明性の確保とあるが、消費者の意見を反映してそれを消費者政策に生かしていく、またそれを透明性を持って取り組んでいくということを記載していただきたい。</p>	<p>素案(本文)に記載する。</p>